

機関名：長崎市保健所

概 要

長崎市保健所、精神保健相談室では、市民の皆様の悩みや精神保健に関する専門的な相談、精神障害者の社会復帰相談などを行う機関です。

業務（相談）内容

1. 精神保健相談
精神保健に関する相談
2. 精神保健訪問
家庭訪問による相談
3. 普及・啓発
精神障害者家族教室、ひきこもり家族学習会、自死遺族のつどい等

利用方法

1. 面接相談：月～金（8：45～17：30）祝日・年末年始休み
2. 専門医による相談：（月5回）午後（要予約）